

大阪市告示第1834号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第25条前段の規定に基づき公告する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市北区中之島三丁目2番4号

阪神高速グループ連合体

構成員 阪神高速道路株式会社

阪神高速技術株式会社

阪神高速パトロール株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（大阪港湾局計画整備部施設管理課）